

リビエラカップ 2011 第 29 回東日本 OP 級ヨット選手権大会

帆走指示書 —Sailing Instructions—

<略称>

この帆走指示書では以下の略称を使用する:

- ・RRS: セーリング競技規則 2009-2012 年版
- ・NOR: レース公示
- ・SI: 帆走指示書
- ・RC: レース委員会

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、RRS に定義された「規則」を適用する。
- 1.2 RRS61.1(a)(2)は、「艇体の長さが 6m未満の艇は赤色旗を掲揚する必要はない」を削除する。

2. 参加手続き及び資格

- 2.1 競技者は、NOR 第 6 項 “大会参加資格” の条件に従わなければならない。

3. 競技者への通告及び SI への変更

- 3.1 競技者への通告は、レース・オフィス前に設置する公式掲示板に掲示する。
- 3.2 SI の変更は、それが有効となる日の 8:00 時までに掲示する。但し、レース日程に変更ある場合は、それが有効となる前日の 17:00 時までに掲示する。

4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上の信号は、公式掲示板付近に設置された公式フラッグポールに掲揚する。
- 4.2 『D』旗が掲揚された場合には、競技者はレース・エリアに向かいなさい。最初の予告信号は『D 旗』掲揚の 40 分以降に発する。競技者は、『D』旗が掲揚されるまでハーバーを離れてはならないことを意味する。
- 4.3 『D』旗が掲揚されない場合には、レースのスタート時刻は延期されていることを意味する。

5. 海上で発せられる信号

- 5.1 スタート・ライン又はフィニッシュ・ラインに位置する RC 艇に『AP/H』旗・『AP/A』旗・『N/H』旗・『N/A』旗が掲揚された時は、RRS レース信号に定められたそれぞれの意味に加え【全艇直ちに帰港し、帰着申告をしなさい。】を含むものとする。

6. レースの日程

- 6.1 レースは次のように予定する。

7 月 21 日 (木)	13:30	事前計測
7 月 22 日 (金)	07:00	大会受付／計測
	10:00	開会式、スキッパーズ・ミーティング
	12:00	第 1 レース予告信号・引き続きレースを行う
	18:00	懇親会
7 月 23 日 (土)	08:55	その日の最初のレース予告信号

*引き続きレースを行う
7月24日(日) 08:55 その日の最初のレース予告信号
*引き続きレースを行う
16:00 閉会式、表彰式

6.2 最終日は、13:30以降に予告信号が發せられることはない。

7. レースの構成・レースの成立

- 7.1 申し込み艇数が70艇未満の場合には全ての参加艇を同一グループとしてレースを行う。申し込み艇数が70艇以上の場合には全ての申し込み艇を第1グループと第2グループに均等に分けてレースを行う。
- 7.2 7月22日(金)のレースは、申し込みの受付順番に従い、第1グループ(奇数の順番)と第2グループ(偶数の順番)に分けて行う。
- 7.3 7月23日(土)のレースは、7月22日の全レースの総合成績の順位に従い、改めて、第1グループ(奇数の順位)と第2グループ(偶数の順位)に分けて行う。但し、天候等の理由により22日にレースが行われない場合には、上記7.2のグループによりレースを行う。
- 7.4 7月24日(日)のレースは、7月23日までの全レースの総合成績の順位に従い、再度、第1グループ(奇数の順位)と第2グループ(偶数の順位)に分けて行う。グループ分けに用いる成績順位は18.2を考慮して算出する。
- 7.5 本大会においては、第1グループと第2グループが各々1回レースを行うことにより、初めて1レースが成立し、各艇の成績に算入する。
- 7.6 第1グループと第2グループのレースが日を跨って行なわれることがある。その場合には当該両グループのレースの成績を除外した前日までの全レースの総合成績の順位に従いグループを分ける。
- 7.7 本大会は、8レースを予定し、3レースの完了をもって成立とする。

8. クラス旗・グループ識別リボン

- 8.1 クラス旗は「OP(クラスマーク)」旗を掲揚する。
- 8.2 二つのグループに分けた場合には、グループを識別する為に「グループ識別リボン」を掲揚する。リボンの色を第1グループはグリーンとし、第2グループはレッドとする。
- 8.3 各艇は「グループ識別リボン」をセールのトップに取り付けなければならない。
- 8.4 「グループ識別リボン」は陸上本部にて各クラブ単位で毎日配布する。

9. レース・エリア

- 9.1 「添付1図」にレース・エリアを示す。

10. コース

- 10.1 「添付2図」に各レグ間のおよその角度や回航するマークの順番を含むコースの詳細を示す。
- 10.2 第1上マークへのおよそのコンパス方位は、スタート・ラインのスターボードの端に位置するスタートRC艇のスターンに掲示する。

11. マーク

- 11.1 マーク1、2、3は、高さ約1.5mの黄色の円筒形のブイとする。
- 11.2 スタート・マークはスタート・ライン両端のRC艇とする。
- 11.3 フィニッシュ・マークはフィニッシュ・ライン両端のRC艇とする。
- 11.4 SI13に規定するコース変更の信号を發しているRC艇はマークとする。

12. スタート

- 12.1 レースは、RRS26 を用いてスタートさせる。
- 12.2 スタート・ラインは、両端のスタート・マーク上の「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 12.3 二つのグループに分けてスタートする場合には、予告信号としてクラス旗とグループ識別リボンまたはグループ識別リボンと同じ色の旗を同時に掲揚する。
- 12.4 第2グループの予告信号は、第1グループのスタート信号と同時か又はそれ以降に発する。
- 12.5 予告信号が発せられていないグループの艇はスタート・エリアに入ってはならない。
- 12.6 スタート信号から4分を経過した後にスタートしようとする艇は、DNSと記録する。これは、RRS A4.および A5 を変更している。
- 12.7 RRS30.3（黒色旗規則）が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合またはレースがスタート後中止となった場合、規則に違反した艇のセール番号をスタート・ラインのスターボードの端に位置するスタート RC 艇のスターンに掲示する。

13. 次のマークの位置の変更

- 13.1 フィニッシュ・ラインに限り、次のマークの位置を変更して、最終コースのレグを変更することがある。
- 13.2 フィニッシュ・ラインの位置を変更する場合は、3 マーク付近に位置する RC 艇より、新しいレグに艇が入る前に反復音響信号と共に C 旗を掲揚する。
- 13.3 RC 艇におよそのコンパス方位を掲示する。但し、新しいレグの長さが変更されていても「+」「-」は掲示しない。これは、RRS33 を変更している。
- 13.4 3 マークを回航する艇は、SI13.2 の信号を発している RC 艇をスターボードに見て、同 RC 艇と3マークの間を通過しなければならない。

14. フィニッシュ

- 14.1 フィニッシュ・ラインは、「青色旗」を掲げた両端の RC 艇（フィニッシュ・マーク）上の「オレンジ色旗」を掲揚しているポールまたはマストの間とする。
- 14.2 フィニッシュした艇は、レース中の艇を妨げないようにして、直ちにスタート・エリアへ戻らなければならない。

15. ペナルティー方式

- 15.1 RRS 付則 P を適用する。
- 15.2 RRS42 以外の違反についてもプロテスト委員会はレースを監視する。プロテスト委員会のメンバーが違反を目撃した場合には音響信号を1回発する。セール番号の呼びかけはしない。これはプロテスト委員会が抗議すべき状況を目撃したこと。又、1艇または2艇以上が回航ペナルティーを履行しなければならないことを意味する。
- 15.3 クラス規則、SI19,20,21,23 および 24 の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽くすることができる。この規定による裁量ペナルティーの得点記録の略語は DPI とする。

16. タイムリミット

- 16.1 タイム・リミットと目標時間は以下の通りとする。

タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	目標時間
90 分	30 分	50 分

- 16.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合は、レースを中止する。目標時間どおりとならなくても、救済要求の根拠とならない。
- 16.3 タイムリミットはトップ艇のフィニッシュから15分後の時刻とし、その時刻までにフィニッシュしなかった艇はDNFと記録する。これはRRS35、A4.および A5 を変更してい

る。

17. 抗議と救済要求

- 17.1 抗議しようとする艇は、赤色旗をレース中は目立つように掲揚し、フィニッシュ直後、フィニッシュ・ラインのスターボードの端に位置する RC 艇に抗議の意思（被抗議艇のセーリング番号を含む）を RC が確認するまで口頭で伝えなければならない。これは、RRS61.1(a)を変更している。
- 17.2 抗議書はレース・オフィスで入手できる。抗議、救済要求及び審問の再開の要求は、適切な時間内にレース・オフィスに提出されなければならない。
- 17.3 抗議締切時間時刻は、その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後から 60 分、または RC が、「本日はこれ以上レースを行わない」と信号を発した後から 60 分のどちらか遅い方とし、その時刻を掲示する。
- 17.4 審問の当事者に審問の場所と時刻を通告するために、抗議締切時間から 30 分以内に通告を掲示する。
- 17.5 RC またはプロテスト委員会による抗議の通告を RRS61.1(b)に基づき伝えるため掲示する。
- 17.6 SI15.1に基づき、RRS42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストを掲示する。
- 17.7 大会最終日における審問再開要求の締切時間は：
 - （a）要求する当事者がその前日に判決を知らされていた場合には、抗議の締切時刻まで。
 - （b）要求する当事者が当日に判決を知らされた場合は、その判決を通告された後 30 分。これは、RRS66 を変更している。
- 17.8 SI 14.2、19、23 及び 24 の違反は選手による抗議の理由にはならない。これにより RRS60.1(a)を変更する。

18. 得点方式

- 18.1 RRS 付則 A の低得点方式を適用する。
- 18.2 総合得点は、全レースの得点の合計とするが、レースが 5 レース～6 レース成立した場合は、最悪の得点を除外し、7 レース～8 レース成立した場合は最悪の得点と次に悪い得点を除外する。

19. 安全規定

- 19.1 レースからリタイアする選手は、できるだけ速やかに RC へ知らせなければならない。
- 19.2 選手は、出艇（港）する際には、『D』旗掲揚後 30 分以内に「＜出艇・帰着＞申告書」に自分でサインをして、出艇申告をしなければならない。
- 19.3 選手は、帰着（港）した際には、その日の全レース終了時点または帰港の指示時点【『AP/H』旗・『AP/A』旗・『N/H』旗・『N/A』旗が掲揚された時点】から 1 時間以内に SI19.2 の申告書に自分でサインをして、帰着申告をしなければならない。
- 19.4 最終日の帰着（港）申告に限り、レース委員会より事前に許可を得ている場合には、クラブの代表者による一括申告が認められる。
- 19.5 救助を必要とする選手は、笛を吹き、パドルか片腕を振ることで知らせなければならない。RC は、救助を要すると判断した場合には、選手の意向にかかわらず救助することができ、これは救済の根拠にはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

20. 艀装品の交換

- 20.1 損傷または紛失した艀装品の交換は、RC の書面による承認がなければ許可されない。交換の要求は、最初の適当な機会に RC に申告しなければならない。
- 20.2 損傷または紛失した艀装品の交換が海上の場合は、損傷したことが海上の RC によって確認され許可されることがある。交換した艀装品は、その日のレースの終了後、RC 計測部

に提出し、検査を受けて書面による承認を得なければならない。

21. 艀装品及び計測チェック

- 21.1 艇または艀装品は、クラス規則と SI に基づき、いつでも検査されることがある。
- 21.2 選手は、フィニッシュした直後に海上計測されることがある。海上計測員からセール番号を呼ばれた艇は、計測 RC 艇へ速やかに近づかなければならない。海上計測が終了するまで、艇にどのような調整も行ってはならない。

22. オフィシャル・ボート

- 22.1 オフィシャル・ボートには黄色旗を掲揚する。
- 22.2 その他の艇には、
 - a) 計測 RC 艇：「Measurement」と示した白い旗を掲揚する。
 - b) ジュリー・ボート：「Jury」と示した白い旗を掲揚する。

23. 支援艇

- 23.1 支援艇はピンク旗を掲揚する。
- 23.2 支援艇は、次の条件を満たす場合にのみ使用が認められます。
 - (a) 支援艇は、RC に対し、レースの参加申し込み時に所定の様式により使用および乗員について申請し、許可を受けなければならない。
 - (b) 支援艇の乗員数は2名以上とし、救助活動を除き定員の 1/2 を超えて乗艇することは認められない。但し、定員が奇数の場合には端数を切り上げた員数とする。
 - (c) 準備信号から最終艇がフィニッシュするまでの間は、「添付 2 図」に示すスタート・エリア及びレース・エリアに入ってはならない。但し、レースの延期または中止あるいはゼネラル・リコールの信号が発せられた場合には、次の準備信号までは上記エリアに入ることが認められる。
 - (d) あらかじめ RC に指定された支援艇は、RC から救助活動の指示があった場合には、直ちに RC の指揮下に入り、救助活動に従事しなければならない。
 - (e) 全ての支援艇への救助活動の要請は、RC 艇に「赤十字旗」を掲揚して通告する。上記(c)を除き、支援艇は、この要請があった場合のみ、救助活動のために「添付 2 図」に示すスタート・エリア及びレース・エリアに入ることができる。但し、支援艇は、救助活動を除きレース艇に援助を与えてはならない。

注. 援助は RRS41 と同義語とする。

24. ゴミの投棄

- 24.1 艇は、海にゴミを捨ててはならない。ゴミは支援艇及び RC 艇に渡しても良い。

25. 責任の否認

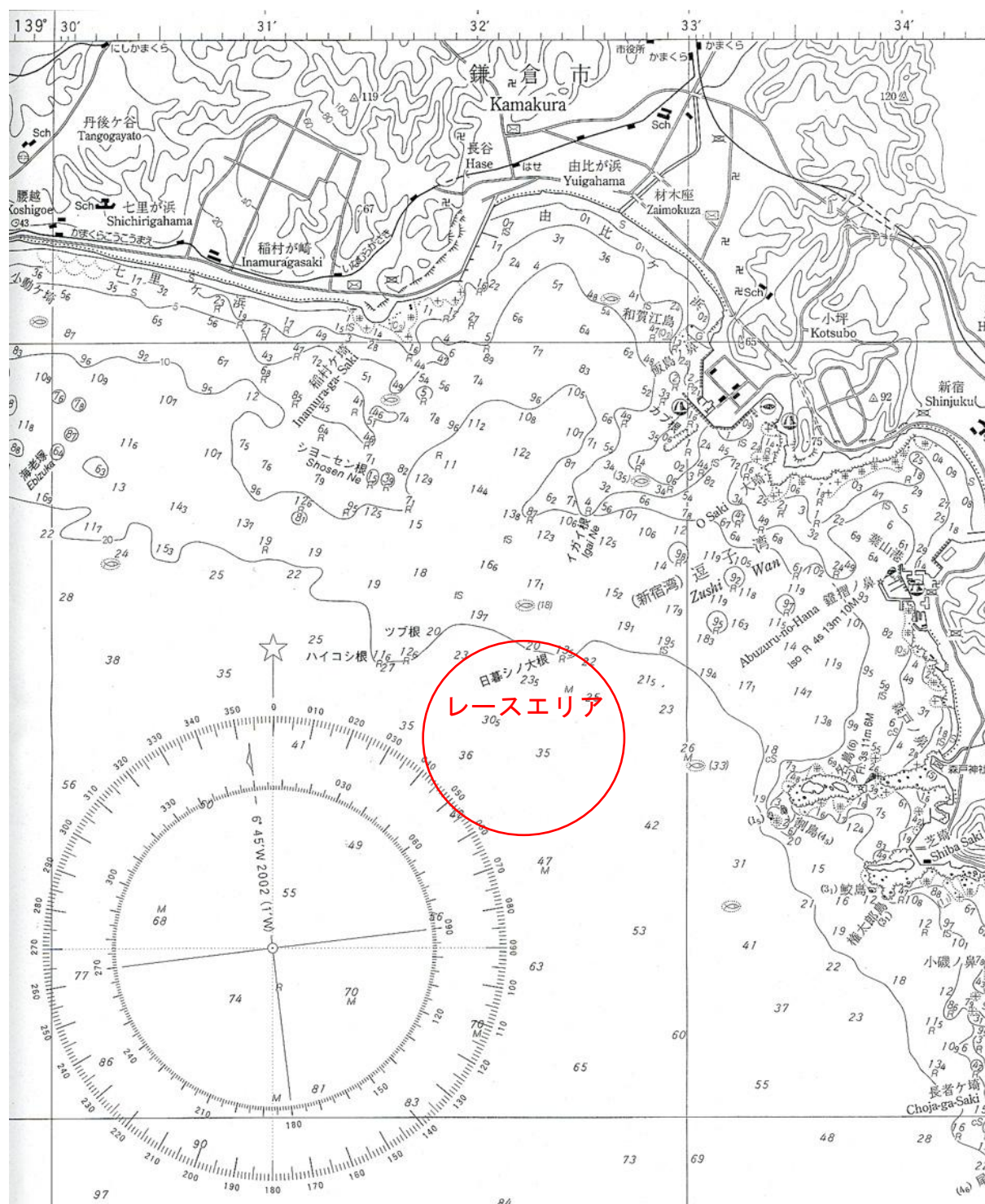
- 25.1 選手は、自らの責任においてこの大会に参加する。RRS4「レースをすることの決定」を参照。
- 主催団体、RC 等は、この大会の以前、期間中、以後において発生する人的事故（傷害・死亡等）および物的事故（沈没・盗難・損傷等）に対して、その責任を一切負わない。

26. 保険

- 26.1 各参加艇は大会開催日に有効なスポーツ保険に加入していなければならない。

(帆走指示書の) 添付 1 図

レース・エリア

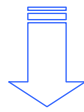


(帆走指示書の) 添付 2 図 コース

スタート—1—2—3—フィニッシュ

角度はおおよそ。

支援艇航行制限範囲
各コースより 50m 以上離れる



Wind

60°

フィニッシュ・ラインRC艇

フィニッシュ・ラインRC艇

スタート・ラインRC艇

スターティング エリア

